

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【やまがた若者定着枠】追加募集決定！

支援額最大
124万8千円！

奨学金を借りている学生の方へ

奨学金の返還を
支援します！

追加募集は以下の市町村で実施します

米沢市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、
南陽市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、戸沢村、
高畠町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町

募集期間 令和8年10月1日（木）～11月13日（金）

支援金額 2万6千円×今年4月以降の奨学金貸与月数
申請年次が早いほど支援額が大きくなります

＜支援までの流れ＞

①在学中に
応募・認定



②卒業後に
県内居住・就業



③3年後に
返還支援

支援後も更に②を2年継続する必要があります

事業HP



申請窓口



問合せ先 山形県産業創造振興課地域産業振興担当
TEL 023-630-2691
(平日8:30～17:15)

申請は追加募集実施市町村の窓口までお願いします。



令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【やまがた若者定着枠】追加募集概要



1 募集対象者

次の(1)から(4)までの要件全てに該当することを応募資格としています。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する方

- A 山形県内に居住しながら県内の高校等を卒業(※)し、次の種類の学校(大学等)に在学中の方
イ 大学院(修士課程及び博士課程) ロ 大学
ハ 高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る)
ニ 短期大学 ホ 専修学校専門課程
ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校
(※) 県内の中学校等を卒業し、県外の高校等を卒業した方等を含む

B 県内に所在する大学等に在学している方(県外の高校等を卒業した方を含む)

- (2) 将来定住を希望する市町村が対象とする奨学金の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方 ※市町村ごとの対象奨学金は右のQRコードから確認できます。⇒ 
- (3) 大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後5年以上継続する見込みの方
- (4) 県内企業等へ就業又は県内で創業を希望する方
(公務員として就業する方、指定職種の修学資金貸付を利用中(予定含む)の方は支援対象外)

2 助成金額

2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数 (上限：奨学金の返還残額)

(例) 4年制大学の方で1年次に認定を受けた場合 26,000円×48か月=1,248,000円が支援額の上限

※応募した市町村と実際に居住した市町村が異なる場合は、助成金額が1/2に減額となります。

3 応募方法

次の書類を募集期間内までに、大学等を卒業後に居住を希望する市町村へ提出してください。
様式等は、山形県や市町村のホームページでダウンロードできます。電子申請システムによる提出に対応している市町村は、同システムでの提出も可能です

- イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書(様式1)
ロ 【県外大学等の在学者のみ】高校等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し又は
中学校等の卒業証明書(写し可)又は卒業証書の写し
ハ 大学等の在学証明書(写し可)又は学生証の写し
ニ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し(奨学金の貸与を受けている方)

※ 応募者多数の場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

4 助成候補者の認定

令和9年1月までに申請書を提出した市町村から文書で認定結果を通知します。

5 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、13か月以内に山形県内に居住かつ県内で通算3年以上就業した場合に助成を行います。

(返還支援後さらに2年間、県内居住・就業を継続する必要があります。)

助成金は、山形県が奨学金の貸与機関に対して支払います。本人にはお支払いしません。

事業の詳細は募集要項に記載しています。
応募の際は必ずホームページから内容をご確認ください。

